
プロジェクト **国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応**

項目 **第 494 回企業会計基準委員会、第 52 回 IFRS 適用課題対応専門委員会、第 83 回税効果会計専門委員会、及び第 130 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）、第 52 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 1 月 24 日開催）、第 83 回税効果会計専門委員会（2023 年 1 月 26 日開催）及び第 130 回 ASAF 対応専門委員会（2023 年 1 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 494 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 事務局の意見発信案に同意する。
3. 第 2 の柱モデルルールが発効する前の期間に要求される開示について、企業がトップアップ税を含む税負担を考慮して低課税法域における事業の範囲を見直すのみならず、低課税法域側でも税率を引き上げるなどの税制上の対応が図られ、当該開示に関する情報が有用なものとならない可能性が考えられる。そのため、意見発信案に当該理由を追加することを検討していただきたい。
4. 第 2 の柱モデルルールが発効する前の期間に要求される開示について、中間親会社が投資している孫会社の情報を入手しようとした場合、中間親会社から情報を入手して孫会社の法域別に情報を分解するなどの追加的な対応が必要となることが考えられ、実務上の負担が大きいと考えられる。
5. 我が国では、2023 年 3 月までに改正法人税法が制定される可能性が高く、また他の法域にも影響する可能性があることから、繰延税金の一時的な例外の導入の緊急性を考慮し、まずは修正の範囲を繰延税金の一時的な例外の導入に限定することでより早期の最終基準化を図る方法も考慮されるべきと考えられるという意見を強く主張していただきたい。

第 52 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

6. 全体的な意見発信案としては、事務局の提案に同意する。

7. ASAF 会議においては、発言時間も限られることから、一時的な例外を導入することのみ先に最終化することも考えられるという意見について、まずは優先し、その他の発言についても優先順位を考えて発言する必要があると考えられる。
8. 公開草案 88C 項(a)において、「企業が営業を行っている法域において制定又は実質的に制定された、そうした法制に関する情報」を開示することが要求されているが、報告企業である親会社の法域のみが対象になるのか、連結子会社の法域も対象になるのかが明確ではないと考えられる。そのため、当該要求事項の明確化を求める必要があると考えられる。
9. 第 2 の柱モデルルールに関する税制の発効前の開示に関する懸念を示しているが、可能であれば代替案などを示せるとなお良いと考えられる。

第 83 回 税効果会計専門委員会で聞かれた意見

10. 事務局の意見発信案に対して、特段の意見は聞かれなかった。

第 130 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

11. 事務局の意見発信案に同意する。
12. 繰延税金の一時的な例外の導入の緊急性を考慮し、まずは修正の範囲を繰延税金の一時的な例外の導入と当該例外を適用した旨を開示することのみに絞って、早期の最終基準化を図ることを強く要望していただきたい。
13. 当期税金の測定については、第 2 の柱モデルルールが非常に複雑であることから、簡便的な見積りを認めるなどの措置が検討される必要があるとする事務局の意見発信案に同意する。
14. 第 2 の柱モデルルールが発効する前の期間に要求される開示及び発効後の当期税金費用の開示については、租税回避を目的として低課税法域で事業を展開する場合と事業の必要性から結果的に低課税法域で事業を展開する場合の区別がつかない開示となることから、その観点でも情報の有用性が乏しいと考えられる。また、現在の注記においても連結ベースで実効税率が低ければ、第 2 の柱モデルルールに関する税制の影響を受ける可能性は一定程度、読み取れるため、今回の開示がどのように有用なのか十分に説明する必要があると考える。
15. 連結財務諸表の観点から、所得に関する税金ということであれば法人所得税として取り扱うことが妥当ではないかと考える。一方で法人所得税の中でなぜトップアップ税だけが区分して表示をする必要があるのか、その有用性に疑問があり、十分な説明が必要であると考えられる。

16. 我が国では、2023年3月までに改正法人税法が制定される可能性が高く、3月決算のIFRS任意適用企業の会社法決算の承認までに、IAS第12号の最終基準化が間に合わない可能性も考えられるが、利用者の観点からも、一部の企業のみ一時的な例外が導入されないと、かえって財務諸表の比較が困難となると考えられる。したがって、早急に最終基準化されることを望む。

以上